

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第3号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（警務部の分課） 第3条 警務部に、<u>サイバー・情報管理局（以下「局」という。）に置くものほか、次の課を置く。</u> （1）～（8） 略 <u>2 局に、次の課を置く。</u> （1） <u>サイバー対策課</u> （2） <u>情報管理課</u> <u>3 略</u> 4・5 略 （生活安全部の分課） 第4条 略 （1）～（3） 略 <u>（4）・（5） 略</u> 2・3 略 （企画課） 第9条 略 （1）～（9） 略 <u>（10） 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。</u> <u>（11）・（12） 略</u> <u>（13） 公文書類の浄書及び印刷に関すること。</u> <u>（14）・（15） 略</u>	（警務部の分課） 第3条 警務部に、次の課を置く。 （1）～（8） 略 <u>（9） 情報管理課</u> <u>2 略</u> <u>3 企画課に、サイバーセキュリティ統括室を置く。</u> 4・5 略 （生活安全部の分課） 第4条 生活安全部に、次の課を置く。 （1）～（3） 略 <u>（4） サイバー犯罪対策課</u> <u>（5）・（6） 略</u> 2・3 略 （企画課） 第9条 企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 （1）～（9） 略 <u>（10）・（11） 略</u> <u>（12）・（13） 略</u>

(厚生課)

第13条 略

(サイバー対策課)

第13条の2 サイバー対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) サイバー事案に係る警察の運営に関する企画、立案及び総合調整に関すること。
- (2) サイバー事案に係る犯罪の捜査に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）
- (3) サイバー事案の防止対策に関すること。
- (4) 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。

(情報管理課)

第14条 略

- (1)～(4) 略

第18条 削除

(地域課)

第18条の2 略

- (1)・(2) 略

2 サイバーセキュリティ統括室においては、前項第1号に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに係る事務をつかさどる。

(厚生課)

第13条 略

(情報管理課)

第14条 情報管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1)～(4) 略
- (5) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (6) 公文書類の浄書及び印刷に関すること。

(サイバー犯罪対策課)

第18条 サイバー犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、部の所掌に属する法令違反の取締りのうち、高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関すること。
- (3) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。
- (4) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。

(地域課)

第18条の2 地域課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1)・(2) 略
- (3) 雑踏警備に関すること（通信指令課の所掌に属するものを除く。）。

(情報分析捜査課)

第20条 略

(1)～(4) 略

(捜査第一課)

第21条 略

(1)～(8) 略

(9) 略

(警備課)

第32条 略

(1) 略

(2) 警備方針の策定及びその実施に関すること。

(3)～(14) 略

(地域監)

第35条の2 略

(サイバー・情報管理局长)

第35条の3 警務部に、サイバー・情報管理局长1人を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 サイバー・情報管理局长は、上司の命を受け、局の所掌事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(統括参事官)

第35条の4 略

2 略

(情報分析捜査課)

第20条 情報分析捜査課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(4) 略

(5) 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。

(捜査第一課)

第21条 捜査第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(8) 略

(9) 機動捜査隊に関すること。

(10) 略

(警備課)

第32条 警備課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 警備方針の策定及びその実施に関すること (地域課及び通信指令課の所掌に属するものを除く。)。

(3)～(14) 略

(地域監)

第35条の2 略

(統括参事官)

第35条の3 略

2 略

(政策・国際企画官)

第35条の4 警務部に、政策・国際企画官1人を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

(参事官) 第36条 略	2 <u>政策・国際企画官は、上司の命を受け、第9条第1項第1号から第5号までに掲げる事務のうち特に重要な事項に係るものについての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理し、並びに担当事務を処理する職員を指揮監督する。</u> (参事官) 第36条 略
----------------------------	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正)

2 刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年香川県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 略 (1) 略 (2) 香川県警察本部の<u>警務部、生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官（警務部にあっては、部長及びサイバー・情報管理局长並びにサイバー対策課に勤務する者に限る。）</u> (3) 略	第2条 香川県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 香川県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官 (3) 略

(犯罪収益に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

3 犯罪収益に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
略	香川県警察に勤務する警察官のうち、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第23条第1項の規定により香

(1) 略 (2) 香川県警察本部の<u>警務部</u>、生活安全部、刑事部、交通部及び警備部の警部以上の階級にある者（<u>警務部</u>にあつては、部長及びサイバー・情報管理局长並びにサイバー対策課に勤務する者に限る。） (3) 略	川県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げる者とする。 (1) 略 (2) 香川県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部の警部以上の階級にある者 (3) 略
---	---

(薬物犯罪等に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

- 4 薬物犯罪等に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
略 (1) 略 (2) 香川県警察本部の<u>警務部</u>、生活安全部、刑事部、交通部及び警備部の警部以上の階級にある者（<u>警務部</u>にあつては、部長及びサイバー・情報管理局长並びにサイバー対策課に勤務する者に限る。） (3) 略	香川県警察に勤務する警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）第19条第3項の規定により香川県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げる者とする。 (1) 略 (2) 香川県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部の警部以上の階級にある者 (3) 略

(傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

- 5 傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
略 (1) 香川県警察本部の<u>警務部</u>、生活安全部、刑事部、交通部及び警備部の参事官以上の職にある者 (2) 香川県警察本部の<u>警務部サイバー・情報管理局长サイバー対策課</u>、生活安全部人身安全・少年課、生活安全部生活安全捜査課、刑事部刑事企	香川県警察に勤務する警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第4条及び第7条第1項の規定により香川県公安委員会が指定する警視以上の者は、次に掲げる者とする。 (1) 香川県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部の参事官以上の職にある者 (2) 香川県警察本部の生活安全部人身安全・少年課、生活安全部生活安全捜査課、<u>生活安全部サイバー犯罪対策課</u>、刑事部刑事企画課、刑事部

画課、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、交通部交通指導課、警備部公安課、警備部外事課及び警備部警備課の警視以上の階級にある者 (3) 略	捜査第一課、刑事部捜査第二課、交通部交通指導課、警備部公安課、警備部外事課及び警備部警備課の警視以上の階級にある者 (3) 略
--	--

(不正競争防止法第35条第3項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

- 6 不正競争防止法第35条第3項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則（平成27年香川県公安委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
略 (1) 略 (2) 香川県警察本部の警務部、生活安全部、刑事部、交通部及び警備部の警部以上の階級にある者 <u>（警務部にあっては、部長及びサイバー・情報管理局长並びにサイバー対策課に勤務する者に限る。）</u> (3) 略	香川県警察に勤務する警察官のうち、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項の規定により香川県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げる者とする。 (1) 略 (2) 香川県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部の警部以上の階級にある者 (3) 略